

## 秦野市学校給食センターの見学等に関する要綱

(令和4年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の児童生徒の保護者をはじめ、より多くの地域住民等の学校給食に対する理解を深めるとともに、未来を担う児童生徒の心身の健全な発達に役立てるため、秦野市学校給食センター（以下「センター」という。）の見学及びセンターでの学校給食の試食について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 見学及び試食を行うことができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにその保護者
- (2) 主に市内で食育に関する活動をする団体
- (3) その他教育長が認める者

(実施日時)

第3条 見学及び試食を行うことができる日時は、センターの稼働日時のうち、その業務に支障のない範囲内で教育長が認める日時とする。

(見学の申込み等)

第4条 見学を希望する者の代表者は、見学を希望する日の属する月の前月の10日（その日が秦野市の休日を定める条例（平成元年秦野市条例第8号。以下「条例」という。）第1条第1項に規定する本市の休日に当たるときは、その前日）までに学校給食センター見学申込書（第1号様式）を教育長に提出するものとする。

- 2 見学をすることができる人数は、1回当たり5名以上40名以下とする。ただし、学校行事（校外学習等）で見学を行う場合等については、事前に教育長と協議のうえ、40名を超える人数で見学を実施することができる。
- 3 第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、学校給食センター見学承認（不承認）決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(試食の申込み等)

第5条 試食を希望する者の代表者は、試食を希望する日の属する月の前月の10日（その日が条例第1条第1項に規定する本市の休日に当たるときは、その前日）までに秦野市学校給食の実施に関する条例施行規則（令和3年秦野市教育委員会規則第5号）第6条第2項に規定する学校給食臨時喫食申込

書を教育長に提出するものとする。

- 2 試食をすることができる人数は、1回当たり5名以上40名以下とする。
- 3 第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、学校給食センター試食承認（不承認）決定通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。

（申込みの取消し等）

第6条 第4条第1項の規定による見学の申込みをした者は、その申込みの取消し又はその内容の変更をしようとするときは、見学を希望する日の14日前（その日が条例第1条第1項に規定する本市の休日に当たるときは、その前日）までに申し出るものとする。

- 2 前条第1項の規定による試食の申込みをした者は、その申込みの取消し又はその内容の変更をしようとするときは、試食を希望する日の14日前（その日が条例第1条第1項に規定する本市の休日に当たるときは、その前日）までに申し出るものとする。ただし、試食の取消し及び変更は、本市の食材の購入等に支障のない場合に限る。

（費用負担）

第7条 試食をする者は、その費用として、秦野市学校給食の実施に関する条例施行規則別表第1中学校において実施される学校給食を受ける者の項に定める額を負担するものとする。

（試食の提供内容）

第8条 試食で提供する学校給食は、中学校給食と同一のものとし、食物アレルギー対応食の提供は行わない。

（変更又は中止）

第9条 教育長は、センターの管理及び運営上必要があると認めるときは、見学及び試食の内容を変更し、又は中止することができる。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。